

文字情報基盤

IPAmj

行政機関で使う文字の問題は
これで解決

2015年4月以降有効



文字情報基盤を使うことで、あらゆる機関との文字情報の交換が簡単にできるようになります

IT戦略「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月閣議決定)の電子行政部分で、「文字の標準化・共通化に関しては、今後整備する情報システムにおいては、国際標準に適合した文字情報基盤を活用することを原則とする。」と今後の活用が国の方針として決定されています。

文字情報基盤の内容

IPAmj明朝フォント

- 拡大縮小が自由にできるOpentypeフォーマット
- 文字の画像ファイルも併せて提供

文字情報一覧表

- 各種文字コード間の関係や部首などの文字の基本情報を一覧で整理

文字情報基盤導入ガイド

- 業務によって使うべき文字範囲の例示など基本的方針

文字情報基盤導入テクニカルスタディ

- コード化完了までの暫定運用推奨案

文字縮退マップ

- 文字情報基盤からJIS第4水準までの縮退対応表

参考: 変体仮名一覧(準備中)

- 変体仮名のフォントを提供し、文字情報基盤の運用を補助

導入事例

- 札幌市等での文字情報基盤導入実証の結果を整理

文字データベース(構築中)

- 文字をだれでも使いやすくするデータベース

導入によるメリット

- ・外字管理コストの削減
- ・幅広い業務での一貫した作業
- ・文字によるベンダロックインの回避
- ・目的別に文字を使い分けることで、行政サービスと行政効率化を同時に実現

文字

IPAmj明朝
フォント

変体仮名
フォント

文字
情報
一覧

一覧

ガイド

導入ガイド

テクニカル
スタディ

支援ツール

縮退マップ

導入事例

仕様例

文字データ
ベース

導入方法

文字に関する導入基本方針の決定

- 中長期にどのように管理していくかの方針を決める
- 導入は、組織内で一斉に行う必要はなく、順次実施してもよい

現在、保有している文字の棚卸

- 同定方針を決める(実施しながら整理していくのもよい)
- 各システムで持っている外字を文字情報基盤の文字に同定作業をする

導入ルールの整備

- どの業務で、文字をどの範囲(文字数)で提供するか方針を決める
- 縮退ができない文字をひらがな表記にするなどの方針の整理
- 外部連携にあたってのプライベート領域(PUA)利用方針の整理

仕様への記載

- 調達仕様文字情報基盤の活用を記載する。

適用業務と文字の範囲(参考)

		文字情報基盤で 整備された文字 図形 (IVS使用*)	文字情報基盤で 整備された文字 図形 (IVS不使用*)	JIS X 0213	JIS X 0208	常用漢字
組織内 に閉じた 業務	戸籍業務	○(*A)	△			
	住民記録業務	○(*A)	△			
	法人関連業務	○(*A)	△			
	生徒名簿等(字形に正確さが 求められる場合)	○(*A)	△			
	生徒名簿等(日常業務)			○	△	
	一般的な書類作成			△→○(*B)	○→△(*B)	
	災害等緊急時対応システム			△→○(*B)	○	
外部へ の 通知等	一般向け広報文書			△	○	○
	正確な人名表記を要する通 知文等	○(*C)	△(*C)			
	情報公開等	△(*C)	○(*C)	○	○	○
外部から の 申請等	一般的な申請等			△→○(*B)	○→△(*B)	
	正確な人名表記を要する申 請等	○(*D)	△(*D)			

(*A) 必要に応じ、文字情報基盤で整備された文字図形以外の文字図形を、「外字」として利用することが有り得るが、できる限り文字情報基盤の文字範囲に収まるよう、調整することが望ましい。

(*B) 市場にある一般的情報機器の対応状況に応じ、変化する。

(*C) JIS X 0213範囲以外の文字については、図形イメージによる表示、伝送を検討する。

(*D) JIS X 0213範囲以外の文字については、表示を図形イメージによるものとするほか、Web上に漢字入力を支援するサービスを設けることを検討する。

(*) IVS(字形選択子)を使用するシステムでは文字情報基盤で整備した全ての文字(約6万文字図形)を区別可能。使用しないシステムでは約5万文字図形を区別可能。

FAQ

Q:「文字情報基盤を活用することを原則とする」とは、6万文字を使える様にしろ、ということでしょうか？

A:いいえ、違います。業務に応じた適切な範囲を用いることが重要です(前ページの表を参照してください)。
また、文字情報基盤では、6万字近いフルセットからJISの範囲へ縮退するための情報(縮退マップ)を提供しています。
これを活用することで、用途に応じて、文字の利用範囲を自由に選択できます。
人名等の正確な表記が必要な業務では「外字」等を用いず、国際標準に適合した文字情報基盤の文字セットを活用することが重要です。

Q:縮退マップを使うと、6万文字のどの文字もJISの範囲に自動的に縮退できるのでしょうか？

A:いいえ。縮退候補が複数になる場合や、漢字一文字への縮退対応ができず、かなや複数漢字からなる単語に置き換える必要のある場合があります。そのような場合には、縮退変換に人間の介入が必要となるため、全自動変換はできません。

Q:外字って何ですか？

A:コンピュータに標準では入っていない文字を特別に追加した文字のことです。

Q:文字情報基盤を導入するのに条件はありますか？

A:文字情報基盤は、無料で誰でもご利用になれます。異体字をまとめて扱うことができるIVSの機能を使うには、windows7以降のパソコンを使う等の制限がありますが、その機能を使わなければ、制限はありません。

Q:ベンダから外字は自由に作れますといわれますが、そのほうが住民の要望に応えられるのではないですか？

A:独自の外字を作ると、運用にも費用が掛かることとなります。また、外部との情報連携ができないなど、運用に支障が生じます。新たな外字を作らずに、文字情報基盤に対応した文字を活用することで、これらの課題やベンダロックインを回避することができます。

Q:戸籍統一文字、住民基本台帳ネットワークシステム統一文字、登記統一文字との関係を教えてください？

A:戸籍統一文字、住民基本台帳ネットワークシステム統一文字は、文字情報基盤ですべて含んでおり、コード間の関係も一覧として提供しています。登記文字についても、必要な文字については、縮退マップを提供する予定です。また、文字情報基盤は、すべての業務に使える汎用文字です。

Q:文字情報基盤は、変体仮名を含んでいないのではないですか？

A:現在の文字情報基盤本体には変体仮名を含んでいません。それは、変体仮名には規範となる同定基準が存在しないためです。しかし、現場からの要望が強いため、国際標準化に着手するとともに、参考データとしての公開を開始いたします。

Q:ベンダが、文字情報基盤に対応できませんと言っていますが、どうしたらよいのでしょうか？

A:文字情報基盤は、技術的には導入は難しくありません。ベンダに対して、再度の確認をお勧めします。

Q:コード化されていない1900文字はどのように扱えばよろしいのでしょうか？

A:コード化が完了するまでの数年間は、暫定的にプライベートな外字領域(私用面:PUP)を使う方を業界団体が提示しており、これに対応したフォントも提供されています。ただし、これはあくまでも暫定的なもので、利用上の注意等について合意のとれた利用者の間だけで使用することが求められます。